

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 5 月 29 日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p>(局本庁)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(地域機関)</u></p> <p><u>第3条の2 地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p><u>第2章の2 地域機関</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第6条の2 閉院前の新潟県立六日町病院及び新潟県立小出病院の清算業務を行うため、六日町・小出病院事業清算事務所を魚沼市に置く。</u></p> <p><u>2 六日町・小出病院事業清算事務所の事務の一部を分掌させるため、経営第2課を南魚沼市に置く。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第6条の3 六日町・小出病院事業清算事務所に次の課及び係を置く。</u></p> <p><u>庶務課</u></p> <p><u>庶務係</u></p> <p><u>経営第1課</u></p> <p><u>経営第2課</u></p> <p><u>庶務係 経営係</u></p> <p><u>(分掌事務)</u></p> <p><u>第6条の4 六日町・小出病院事業清算事務所の課の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p><u>庶務課</u></p> <p><u>(1) 公印の管理に関する事項</u></p> <p><u>(2) 職員の人事及び服務に関する事項</u></p>	<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p> <p>(局本庁)</p> <p>第3条 (略)</p>

- (3) 文書の收受及び保存に関する事項
- (4) 物品の管理及び出納に関する事項(ただし、薬品及び衛生材料の管理保管を除く。)

(5) その他の課に属しない事項

経営第1課

- (1) 配当予算の経理に関する事項
- (2) 調査統計に関する事項
- (3) 六日町・小出病院事業清算事務所の管理、保全等に関する事項

- (4) 薬品及び衛生材料の管理保管に関する事項
- (5) 料金の請求及び収納に関する事項
- (6) 診療記録の整備及び保管に関する事項

経営第2課

- (1) 職員の人事及びサービスに関する事項
- (2) 文書の收受及び保存に関する事項
- (3) 物品の管理及び出納に関する事項(ただし、薬品及び衛生材料の管理保管を除く。)
- (4) 配当予算の経理に関する事項
- (5) 調査統計に関する事項
- (6) 六日町・小出病院事業清算事務所の管理、保全等に関する事項
- (7) 薬品及び衛生材料の管理保管に関する事項
- (8) 料金の請求及び収納に関する事項
- (9) 診療記録の整備及び保管に関する事項

(病院の名称及び位置)

第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
(略)	
新潟県立十日町病院	十日町市
新潟県立精神医療センター	長岡市
(略)	

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部 (略)  
診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科 薬剤部

(病院の名称及び位置)

第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
(略)	
新潟県立十日町病院	十日町市
<u>新潟県立六日町病院</u>	<u>南魚沼市</u>
<u>新潟県立小出病院</u>	<u>魚沼市</u>
新潟県立精神医療センター	長岡市
(略)	

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部 (略)  
診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科 薬剤部

看護部

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～6 (略)

7 県立中央病院の循環器病センターの事務分掌は、次のとおりである。

(1) (略)

(2) (略)

#### 第2節の2 地域機関におかれる職

(六日町・小出病院事業清算事務所の職の設置)

第17条の5 六日町・小出病院事業清算事務所に次条から第17条の8の規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置くことができる。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1) 主事

(2) 技師

(職制上の職)

第17条の6 六日町・小出病院事業清算事務所に所長を置く。

2 六日町・小出病院事業清算事務所に次長を置く。

3 所長は、上司の命を受け、六日町・小出病院事業清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の7 六日町・小出病院事業清算事務所の課及び係に長を置く。

2 前項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の8 六日町・小出病院事業清算事務所並びにその課及び係に参事、副参事、医事企画員、主査、主任、専門員(次項において「参事等」という。)を置くことができる。

2 参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

看護部

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立小出病院に包括医療支援センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～6 (略)

7 県立小出病院の包括医療支援センターの事務分掌は、次のとおりである。

(1) 包括医療支援センターの管理運営に関する事項

(2) その他包括的な医療支援に関する事項

8 県立中央病院の循環器病センターの事務分掌は、次のとおりである。

(1) (略)

(2) (略)

<p>(病院の職制上の職)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 (略)</p> <p>薬剤部 (略)</p> <p>看護部 (略)</p> <p>社会復帰部 (略)</p> <p>救命救急センター (略)</p> <p>地域連携センター (略)</p> <p>地域連携室 (略)</p> <p>循環器病センター (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(病院の職制上の職)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 (略)</p> <p>薬剤部 (略)</p> <p>看護部 (略)</p> <p>社会復帰部 (略)</p> <p>救命救急センター (略)</p> <p>地域連携センター (略)</p> <p>地域連携室 (略)</p> <p><u>包括医療支援センター 包括医療支援センター長</u></p> <p>循環器病センター (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(看護部長心得)</u></p> <p><u>第20条の3 第20条第1項及び第3項の規定にかかわらず、小出病院看護部に看護部長を置かず、看護部長心得を置く。</u></p> <p><u>2 看護部長心得は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p>
---	--

**附 則**

この規程は、平成27年6月1日から施行する。